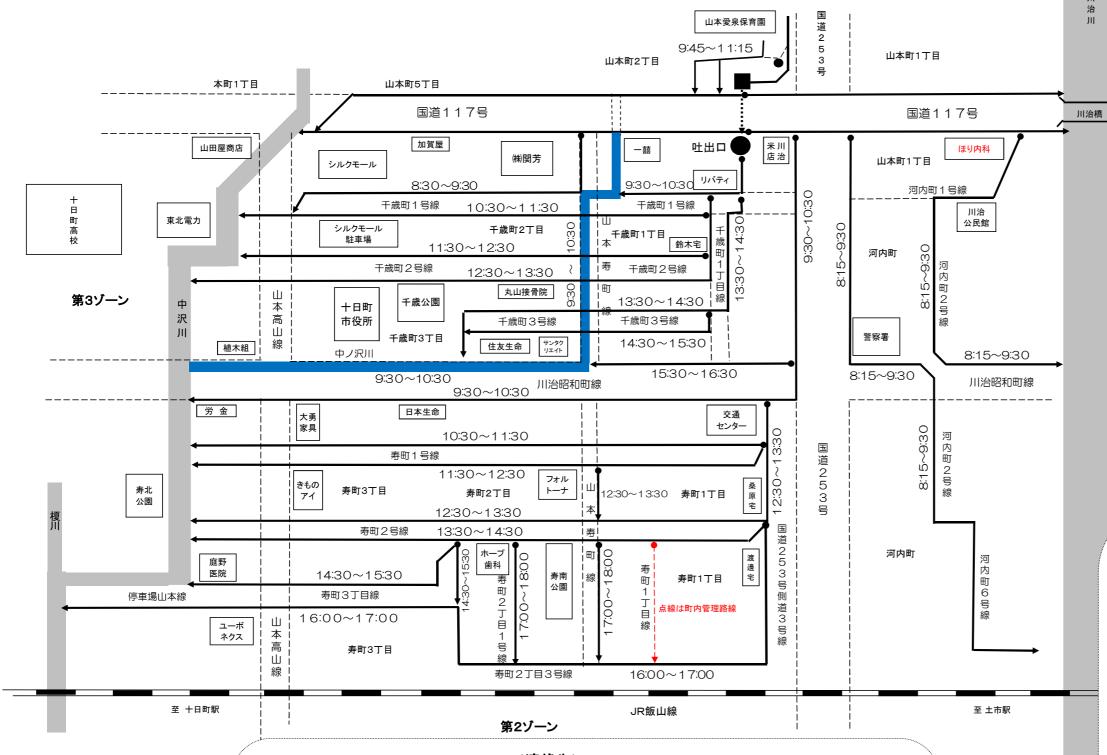
令和6年度

第1ゾーン 流雪溝時間割表



<連絡先>

- ●流雪溝の通水(停止)の確認、水上がり、パトロール隊広報活動等に関すること 十日町市流雪溝運営協議会 2752-6485
- ●流雪溝の水上がり、市道の投雪口破損、中沢川・榎川への違法投雪等に関すること 十日町市 建設課 克雪利水係 23761-7412 (休日夜間 23757-3111)
- ●国道、県道の投雪口破損、1級河川への違法投雪に関すること 十日町地域振興局 地域整備部 維持管理課 ☎757-5203

くお知らせ〉

この時間割表には専従職員の移動時間と 通水切替え作業時間が含まれているため、 通水開始・終了時間が数分前後することが あります。

- ●通水期間は、<u>12月5日(木)から翌年3月10日(月)までです。</u> ただし、積雪降雪が少ない期間及び 春先で積雪が少なく、降雪の心配のない日は通水を停止します。
- ●年末年始の休業日(通水停止)は、 12月31日(火)、1月1日(水)です。 ただし、前日からの積雪及び降雪の多い 場合は通水します。

〈 投雪作業上の注意事項 〉

- (1) 投雪作業前に必ず投雪口にカラーコーンや 赤い旗を立てること。 危険ですので子供さんを近づけないこと。
- (2) 投雪口にある転落防止と雪割りのための中網は、絶対に外さないこと。
- (3) 必ず通水を確認してから投雪すること。
- (4) 作業後は、除雪車等による破損防止のため蓋・取手を確実に閉めること。
- (5) 水上がりの原因となる「時間外投雪」と「機械による直接投雪」は禁止行為です。 また、流雪溝に誤ってスコップ等を流した 時は、すぐに流雪溝運営協議会に連絡する こと。水上がりの原因となります。
- ※注意事項を守らず事故を起こした場合は 個人責任を問われます。ご注意ください。